

中小企業融資制度のご案内

土庄町内の中小企業者の経営の安定及びその育成振興を図ることを目的にした融資制度です。

利用できる方

常時使用している従業員数が20人(商業・サービス業は5人、サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人)以下の法人および個人で以下の要件を満たす方が対象です。

個人 町内に2年以上居住し、中小企業を引き続き6月以上営み、町税を完納したもので、この融資の保証人になっていない個人

法人 町内に事務所又は事業所を有し、1年以上引き続き中小企業を営み、町税を完納している法人

要件緩和

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経営の安定に支障を生じている次のいずれかに該当する町税を完納したもの

町長の認定を受けた㊦特定中小企業者及び㊧特例中小企業者

香川県信用保証協会

町の融資制度では、条例の規定により香川県信用保証協会の保証制度を利用していただく必要があります。詳しくは、信用保証協会にお問い合わせください。

電話 087-851-0062 ホームページ <http://www.kagawa-cgc.com/>

融資の種類

融資の種類は以下のとおりです。

| 融資の用途 | 運転資金 | 設備資金 |
|-------|--|-------|
| 融資限度額 | 500万円 | 700万円 |
| 貸付利率 | 香川県中小企業振興融資(市町協調資金分)制度要綱の規定に基づく特産振興小口融資利率による。【令和2年4月1日現在 1.8%】 | |
| 融資期間 | 72月以内(2月以内の据置期間を置くことができる) | |
| 償還方法 | 毎月元金均等償還(繰上げ償還も可) | |
| 連帯保証人 | 必要(保証協会の定めによる) | |

融資の申込

融資をご希望の方は、指定金融機関の窓口でお申込みの上、融資について審査を受けていただきます。

信用保証料の補助制度

香川県信用保証協会の保証をご利用の際には、その利用者負担として信用保証料が必要になります。

土庄町では、この保証料の補助制度があります。

融資完済後に手続きをお願いしています。

利子補給金の交付

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が直近の3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているなど、対象要件を満たした方は、利子補給制度をお使いいただけます。

新設

指定金融機関または香川県信用保証協会にお問い合わせください。

経営相談は土庄町商工会(0879-62-0427)へ!

制度についてのお問合せ 土庄町商工観光課 0879-62-7004